

## 中小企業等による感染症対策助成事業

～従前の利用条件・対象経費等をリニューアルし、幅広い取組をサポート～

東京都では、中小企業の皆様が感染防止対策として、各業界団体の感染症防止ガイドライン等に沿った取組を行う際の支援事業を、令和2年度より実施してきました。

この度、助成限度額や対象経費等を見直すとともに、これまで支援を受けた方も再度利用できる仕組みに変更するなど事業をリニューアルいたします。

### 事業の詳細

#### (1) 事業内容

区分	備品購入、内装・設備工事コース	消耗品購入コース	
		① 一般枠	② コロナ対策リーダー、認証店枠
利用条件	個別の中小企業者等による単体申請	個別の中小企業者等による単体申請	コロナ対策リーダーを配置する店舗・感染防止徹底点検済証の交付を受ける店舗による単体申請
対象経費	<b>【備品購入費】</b> (例) サーモカメラの購入等 (注) 1点あたり購入単価が10万円(税抜)以上 <b>【内装・設備工事費】</b> (例) 換気設備やパーティションの設置工事等	<b>【指定する消耗品の購入費】</b> (例) CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液、体温計、ビニールシート、マスク、フェイスシールド等 (注) 1点あたり購入単価が10万円(税抜)未満	
助成限度額	<b>50万円</b> (申請下限額 10万円) ・内装・設備工事を含む場合 100万円 ・換気設備の設置を含む場合 200万円 (注) 助成限度額は1店舗(事業所)ごとに適用	<b>10万円</b> (注) 助成限度額は1店舗(事業所)ごとに適用	
助成率	<b>2/3以内</b>	<b>2/3以内</b>	<b>4/5以内</b>

- ※ リニューアル前の事業に申請し支援を受けた方も、令和4年1月以降に新たな取組を行う場合は再申請ができます。
- ※ 各コース1回ずつ助成が受けられます(申請内容の重複及び消耗品コースの①及び②の重複は不可)
- ※ 消耗品購入コースの一般枠は、3者以上の中小企業等による共同申請及び法人格を有する中小企業団体等による申請も可能(助成限度額: 30万円、助成率: 2/3以内)

(2) 申請受付期間 令和4年1月4日(火)～令和4年3月31日(木)

(3) 助成対象期間 備品購入、内装設備工事コース: 令和4年1月1日(土)～令和4年6月30日(木)  
消耗品購入コース: 令和4年1月1日(土)～令和4年3月31日(木)

(4) 申請方法等 **詳細は令和4年1月4日に開設予定の中小企業振興公社ホームページの募集要項をご覧ください。**

問い合わせ先 (事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課 菅沼、梅原  
電話 03-5320-4890  
(助成金に関すること) 東京都中小企業振興公社 石渡、水沼  
電話 03-6260-7064